

県 営 体 育 館

第1節 概 要

1. 施設の管理と運営

体育館、付属合宿所、信夫ヶ丘野球場、相撲場及び土湯スケート場を管理しているが、いずれの施設についても県民の体育、スポーツ及びレクリエーションの場として、広く利用されるよう常に施設の整備と充実をはかるとともに適切な管理運営につとめた。その概要は次のとおりである。

(1) 体育館

個人、団体をとわず各種のスポーツ、レクリエーション活動が休館日を除き連日効率的に利用されている。一方日ころスポーツに親しむ機会に恵まれない県民や初心者のため、一般公開による各種スポーツ教室の開催や勤労青少年のための夜間利用等の便をはかり、その高度利用につとめた。

(2) 体育館付属合宿所

本施設は体育施設利用者の合宿施設として、昭和42年6月開所以来広報につとめるとともに施設の整備改善をはかったため、一応軌道に乗り開所当時は県外利用者が多かったが、本年度は44年度に比較し県内スポーツ関係の利用者が増加している。また宿泊者の食事等についてはカロリーの保持及びサービスの向上につとめた。

なお、体育以外の民間団体等からの合宿研修等の会場としても利用された。

(3) 競技場等

信夫ヶ丘総合運動場の使用については学生、生徒の外一般勤労者等の利用が年々増加しているが、施設の損傷も甚だしいので、引続き失業対策事業により年間延 4,000名の人員が就労し競技場内外の整備改善をはかり、一層利用者の便に供するとともに利用回数等の増加につとめた。

なお、土湯スケート場及び相撲場についても利用者の便に供するため整備につとめた。

2. 広 報 活 動

毎月福島県営体育館報 2,000部を発行し各施設の利用申込み状況、スポーツ教室の開催、施設の使用申込み手続等についての案内を掲載し利用者に対する広報につとめた。

なお、家庭バレーボールの正しい普及をはかため「家庭バレーボール教室」のテキストを作成配布し利用者から特に好評を得た。

第2節 施設の整備

1. 体育館

体育館は駐車場が狭く諸行事の開催にあたり支障をきたしているため、既設駐車場を最大限に活用するため従来砂利敷のものをアスファルト舗装に改め、収容台数の増加をはかった。また館内の火災報知設備の増設、禁煙表示板、喫煙案内表示板及び舞台両袖吊り物等保護網を取り付ける等利用者へのサービスの向上と安全につとめた。

2. 付属合宿所

体育施設利用者が合宿した際、運動衣等を洗濯する施設がなかったため、屋上に洗濯室を新設した。また、所内に火災報知設備を増設して火災の予防につとめた。

3. 信夫ヶ丘陸上競技場

改築された本部建物にふさわしい競技場にするため、永年改修されなかった走路について本年度は新たに購入したハンドドーザー及び貨物自動車を使用し堀削のうえ、新土を入れ弾性のある走路にすることができた。

なお、フィールド、スタンド及び競技場附近の整地、除草を徹底的に行ない施設の保善につとめた。

4. 信夫ヶ丘野球場

野球場のグラウンドは永年改修していないので凹凹が甚しく利用に不便なため、本年度はハンドドーザー及び貨物自動車の機動力を利用して堀削等と新土を注入し表土の再生を行なった。

なお、駐車場についても盛土をして排水を良くした。

5. 相撲場

土俵の改修、建物その他の施設の維持管理につとめた。

6. 土湯スケート場

スケート場周囲土留用杭の補強工事が昭和44年度で完了したので、その他の部分の整備を行なった。

第3節 施設の利用状況

1. 県営体育館

昭和45年度における開館日数は355日、利用人数は157,454人である。開館日数355日のうちアマチュア・スポーツに利用された日は319日で開館日数の90%を占めており、興行、展示会、集会等その他の行事は34日で9.6%、全く利用されなかった日は2日で0.4%にすぎない。

アマチュア・スポーツによる全館貸切使用は110日で31.0